マン・AHL・マイルストーン

米ドル建／ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国投資信託

運用報告書
（全体版）

作成対象期間

第 26 期

（ 自 2025年4月1日
　至 2026年3月31日 ）

管理会社

MUFG ルクスマネジメントカンパニーS.A.

代行協会員

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。
さて、マン・ＡＨＬ・マイルストーン（以下「本ファンド」といいます。）は、このたび、第26期（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）の決算を行いました。ここに運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

本ファンドの組織

管理会社

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.
（MUFG Lux Management Company S.A.）
ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグＬ－1150 アーロン通り287
（287, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）

代表者

マネージング・ディレクター
ジャンフランソワ・フォートン（Managing Director Jean-François Fortemps）
コンダクティング・オフィサー
ナタリー・シラ（Conducting Officer Nathalie Chilla）

保管受託銀行

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
（Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.）

お知らせ

当期中には、約款の内容または運用体制等、本ファンドについて重要な変更はありませんでした。
なお、2026年５月13日付け（効力発生日は同年６月19日）で、流動性管理ツールの要件などに準拠するための約款の変更を行いました。

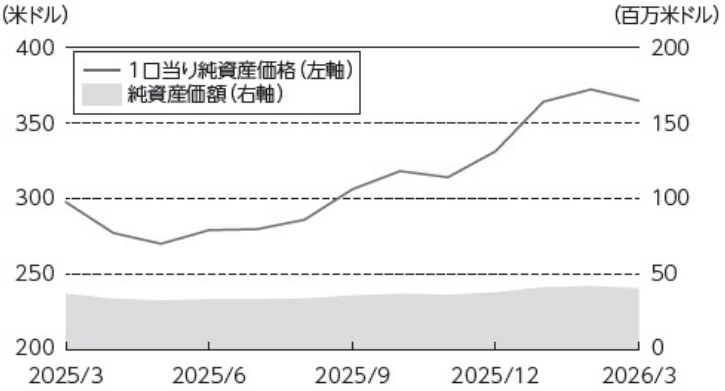
本ファンドの仕組みは次の通りです。

ファンドの形態	ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国投資信託
信託期間	本ファンド運用開始日は平成12年３月17日、存続期間は無期限です。
繰上償還	管理会社の決定により、いつでも解散することができます。 ルクセンブルグ法に規定のある場合にも、本ファンドは解散されることがあります。 純資産価額が1,000万米ドルを下回った場合、管理会社は本ファンドの解散を検討します。
運用方針	ＡＨＬ分散投資プログラムおよび場合により投資運用会社によって選定される複数の独立した運用者の運用するその他の先物戦略に直接的または間接的に投資するか、または投資運用会社の運用する投資信託に投資することにより、受益証券の価額に反映されるおよび／または分配金支払いを通じての中期的な確固とした成長を達成することにあります。
本ファンドの運用方法	ＡＨＬ分散投資プログラムおよび場合により投資運用会社によって選定される複数の独立した運用者の運用するその他の先物戦略に直接的または間接的に投資するか、または投資運用会社の運用する投資信託に投資することにより運用します。
主要投資対象	（ｉ）運用者の運用する投資信託、（ii）ＡＨＬ分散投資プログラムおよび場合により投資運用会社によって選定される複数の独立した運用者の運用するその他の先物戦略、（iii）OECD加盟国の政府により、または公的国際機関により発行される有価証券、（iv）現金、一流の金融機関（保管受託銀行も含まれます。）への要求払預金・定期預金、短期もしくは中期の債券および一流の金融機関の発行する譲渡性預金証書・コマーシャルペーパーから構成される短期金融商品、および企業が発行する債券および手形（ただし、期間、相手方等の十分な分散投資が保証され、現金で保有の純資産価額の最大20％までを一つの相手方に預金できます。）、ならびに／または（ｖ）マネー・マーケット・ファンドの受益証券／投資証券（これらの有価証券、証書、預金および受益証券はすべて米ドル建てとします。）
主な投資制限	・純資産価額の10％を超えて借入を行いません。 ・原則として、本ファンドの純資産価額の10％を超えて同一発行体の対象有価証券へ投資することはできません。 ・原則として、同一の発行体により発行される同一種類の対象有価証券の20％を超えて当該発行体の対象有価証券に投資することはできません。 ・空売りに起因する本ファンドの契約の合計額は常に、本ファンドの純資産価額の50％を超えることはできません。 ・第三者に対し貸付を行うことはできません。 ・原則として、公認の証券取引所または規制市場で取引されていない対象有価証券に対し純資産価額の15％を超えて投資することはできません。 ・私募株式、不動産または未上場の株式であって流動性に欠ける証券に本ファンドの純資産価額の15％を超えて投資することはできません。 ・他の発行体の対象有価証券を引受けることはできません。 ・本ファンドによる他の投資信託の受益証券／投資証券の保有額が純資産価額の50％を超えるような投資をすることはできません。 ・単一の投資信託により発行された受益証券／投資証券の20％を超えて取得すること、および単一の投資信託に本ファンドの純資産価額の30％を超えて投資することはできません。 ・本ファンドが投資信託に、合計でその純資産総額の50％を超えて投資することはできません。 ・現金、要求払預金および定期預金は常に、本ファンドの純資産価額の50％以下を占めるものとします。現金保有の純資産価額の最大20％までを単一の相手方へ預金することができます。 ・対象有価証券、マネー・マーケット・ファンドの受益証券／投資証券およびその他の投資信託の受益証券／投資証券ならびにそれらに係るオプションは常に、それらに個別に適用される上記投資制限に従い、本ファンドの純資産価額の50％以上を占めるものとします。
分配方針	毎年、各会計年度の本ファンドの資産の新規の純利益（以前の会計年度における損失（もしあれば）控除後）の50％以下の金額を分配することができます。ただし、本ファンドは第２会計年度（2001年４月－2002年３月）以降分配を行っておりません。 分配金支払の結果、純資産価額が1,250,000ユーロ相当の米ドル金額を下回ることとなるような場合には分配を行うことができません。

Ⅰ．当期の運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■１口当り純資産価格等の推移



第25期末の1口当り純資産価格	297.9427米ドル
第26期末の1口当り純資産価格	364.9906米ドル
騰落率	22.50%
分配金	該当事項はありません。

(注1)騰落率は前期(第25期)末の1口当り純資産価格を起点として計算しています。
(注2)ファンドの購入価額により課税条件が異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
(注3)ファンドにベンチマークは設定されておりません。

当期中における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産総額		１口当り純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
（第25期末）2025年３月末日	37,093	5,962	297.9427	47,885
４月末日	34,006	5,465	277.4048	44,584
５月末日	32,719	5,259	270.1689	43,422
６月末日	33,486	5,382	279.3426	44,896
７月末日	33,490	5,382	279.8372	44,975
８月末日	33,946	5,456	286.1042	45,983
９月末日	36,179	5,815	306.2760	49,225
10月末日	37,266	5,989	318.3402	51,164
11月末日	36,581	5,879	314.1843	50,496
12月末日	37,923	6,095	331.4240	53,266
2026年１月末日	41,539	6,676	364.2660	58,545
２月末日	42,019	6,753	372.5604	59,878
（第26期末）2026年３月末日	40,793	6,556	364.9906	58,661

（注）米ドルの円貨換算は、2026年７月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝160.72円）によります。以下同じです。

■１口当り純資産価格の主な変動要因

本ファンドの１口当りの純資産価格は、コモディティ、通貨、株式からの利益に先導され、増加しました。クレジットが若干のプラス寄与となった一方で、ボンドおよび金利はマイナス寄与となり、上述の利益の一部を相殺しました。

■投資環境

投資環境につきましては、下記「本ファンドのポートフォリオ」の記載を御参照下さい。

■本ファンドのポートフォリオ

当計算期間中、本ファンドは23.41％の利益を上げました。この利益は、コモディティ、通貨、株式から発生したものであり、クレジットはわずかにプラスとなりました。ボンドおよび金利のポジションにより、この好調なパフォーマンスは僅かに相殺されました。

コモディティが最大の利益寄与要因であり、貴金属、特に金と銀が利益の最大の源泉の一つとなりました。エネルギー取引は好不調が混在し、原油および精製製品のポジションは、中東の供給懸念に伴う急騰を含め、相場上昇局面で恩恵を受けた一方、天然ガスは他の局面でマイナス要因となりました。農産物の成果は、当計算期間を通じて相対的に横ばいで推移しました。

株式は、世界的な株式市場の上昇に伴い、幅広いロング・ポジションに支えられ、当計算期間を通じてプラスに寄与しました。特に、韓国のＫＯＳＰＩやＦＴＳＥ台湾指数を含むアジアおよび新興市場指数が寄与しました。これらは、ＤＡＸやＣＡＣ40の弱含みポジションによって一部相殺されました。

通貨は、米ドル安局面において米ドルのショート・ポジションやラテンアメリカ通貨へのロング・ポジションがプラスに寄与しました。ブラジル・レアル、メキシコ・ペソ、そして、時折、チリ・ペソやコロンビア・ペソが利益の顕著な要因となりました。日本円やインド・ルピーのショート・ポジションも一部の月で利益に貢献しましたが、ドルが時折反発したことで、全体的な利益の一部が相殺されました。

クレジットは僅かにプラスとなりました。米国および欧州のクレジット指数に対するＣＤＳのショート・ポジションによる小幅な利益は、2026年３月の投げ売りを含むスプレッド拡大により一部相殺されました。

ボンドおよび金利は、当計算期間の本ファンドのパフォーマンスを部分的に相殺しました。中央銀行の政策に対する期待の変化や利回りの急激な変動が、ＳＯＮＩＡやＥｕｒｉｂｏｒなどの金利ロング・ポジション、および選定された国債に悪影響を及ぼしたためです。ボンドのショート・ポジションは一定の相殺効果をもたらしましたが、損失を埋めるには至りませんでした。

■ベンチマークとの差異

本ファンドは、運用の目標となるベンチマークに連動して運用、またはそれを上回る運用を目指すものではありません。したがって、本ファンドはベンチマークおよび参考指数を設定しておりません。

■今後の運用方針

本ファンドは引続き投資目的に沿い、市場および戦略の分散の重視によって、確固とした中期的な元本の成長を目的とします。

(2) 費用の明細

項目	金額または料率	役務の概要
管理会社報酬	各四半期中の毎週の純資産価額の平均の年率0.15%（年間最低40,000米ドル）	約款に従った本ファンドの管理および運営業務の対価
投資運用報酬 および成功報酬	投資運用報酬は、投資運用会社および運用助言者それぞれに配分された資産の想定評価額に対し最初の258,115口分までは年率３%、258,115口を上回る分には年率２% 成功報酬はそれぞれの新規の純利益の20%	本ファンドのポートフォリオ運用業務に対する対価
ブローカー手数料	投資エクスポージャーの年率0.7%を上限とした金額	紹介ブローカーに支払われる紹介ブローカー手数料、資金調達に掛かる金利およびそれに関する報酬を含む、売買取引に伴うすべての費用および仲介手数料
代行協会員報酬	各暦四半期中の平均純資産価額の年率0.25%	本ファンドのために行う日本証券業協会が定める代行協会員業務に対する対価
保管・管理事務代行 報酬	各四半期中の平均純資産価額の年率0.33%（年間最低61,000米ドル）	本ファンドのすべての財産の保管、本ファンドの事務ならびに受益証券の発行、買戻し、登録、名義書換および純資産価格の算定等の業務に対する対価
専門家報酬（当期）(注)	当期末の純資産価額の0.20%の金額	本ファンドの公認法定監査人への報酬等、および管理会社が受益者の利益のために行為する際に負担した弁護士報酬等
その他費用・手数料 （当期）(注)	当期末の純資産価額の0.23%の金額	公租公課、銀行取引手数料、券面印刷費、開示書類（有価証券届出書および目論見書等を含みます。）、報告書等の作成、提出、印刷、配布費用、公告費用等

（注）「専門家報酬（当期）」および「その他費用・手数料（当期）」（支払当座貸越利息、年次税およびその他手数料を含みます。）には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期の専門家報酬およびその他費用・手数料の金額をそれぞれ本ファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ．直近10計算期間における運用状況の推移

(1) 純資産等の推移

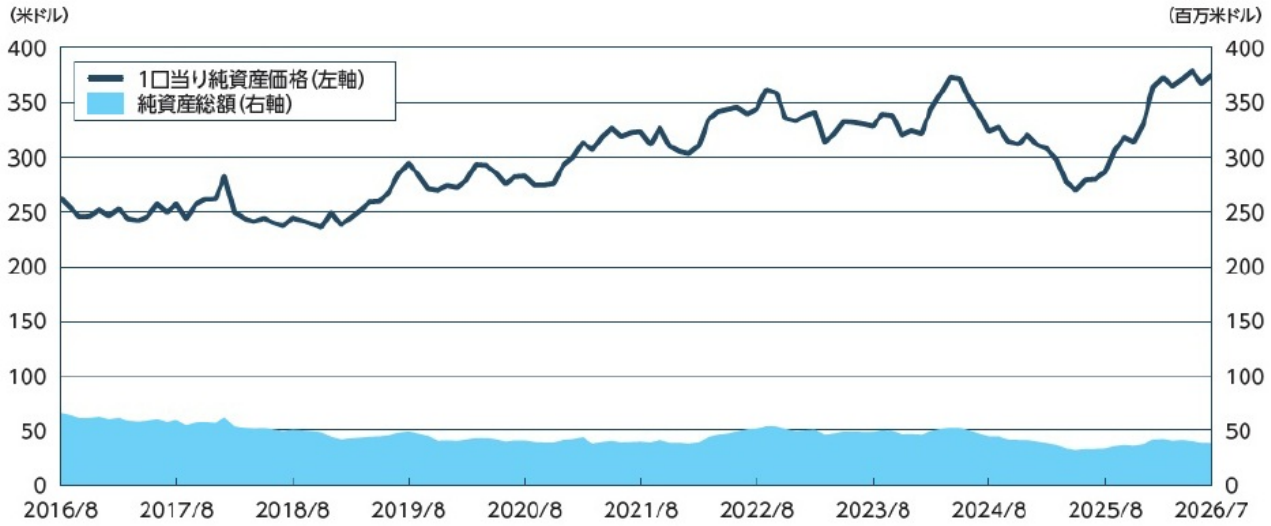
下記各会計年度末における純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第17会計年度末 (2017年３月末日)	59,119	9,502	244.0332	39,221
第18会計年度末 (2018年３月末日)	52,742	8,477	244.4298	39,285
第19会計年度末 (2019年３月末日)	43,626	7,012	251.674	40,449
第20会計年度末 (2020年３月末日)	43,264	6,953	293.3983	47,155
第21会計年度末 (2021年３月末日)	38,204	6,140	306.9385	49,331
第22会計年度末 (2022年３月末日)	43,902	7,056	334.3532	53,737
第23会計年度末 (2023年３月末日)	45,836	7,367	314.3634	50,524
第24会計年度末 (2024年３月末日)	50,991	8,195	358.3121	57,588
第25会計年度末 (2025年３月末日)	37,093	5,962	297.9427	47,885
第26会計年度末 (2026年３月末日)	40,793	6,556	364.9906	58,661

＜参考情報＞

■純資産の推移

2016年８月から2026年７月までの10年間における各月末日または最終評価日(注)の受益証券１口当り純資産価格および純資産総額の推移は以下のとおりです。



（注）評価日は原則として毎週月曜日であるため、上記グラフの各月の金額は、会計年度末および半期の決算月である３月および９月を除き、その月の末日が月曜日かつ本ファンド営業日である場合は当該末日の、また末日が月曜日以外の場合はその月の最終評価日に算出され当該末日現在有効な金額が表示されています。
３月および９月については、原則上の評価日ではなく末日付けで算出された金額が表示されています。

(2) 分配の推移

本ファンドは、第２会計年度（2002年３月31日終了）以降第26会計年度まで分配を行っておりません。

(3) 騰落率の推移

	収益率（%）
第17会計年度	－14.31
第18会計年度	0.16
第19会計年度	2.96
第20会計年度	16.58
第21会計年度	4.61
第22会計年度	8.93
第23会計年度	－5.98
第24会計年度	13.98
第25会計年度	－16.85
第26会計年度	22.50

（注）収益率（%）＝100×（ａ－ｂ）／ｂ

ａ＝ 計算期間末の受益証券１口当り純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）（税引前）

ｂ＝ 当該計算期間の直前の計算期間末の受益証券１口当り純資産価格（分配落の額）（税引前）

(4) 受益証券の販売および買戻しの実績

下記会計年度中における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	本邦内における販売口数	買戻し口数	本邦内における買戻し口数	発行済口数	本邦内における発行済口数
第17会計年度 (16/4/1－17/3/31)	13,057	13,057	16,757	16,757	242,256	242,256
第18会計年度 (17/4/1－18/3/31)	1,340	1,340	27,819	27,819	215,777	215,777
第19会計年度 (18/4/1－19/3/31)	1,150	1,150	43,585	43,585	173,342	173,342
第20会計年度 (19/4/1－20/3/31)	2,322	2,322	28,205	28,205	147,459	147,459
第21会計年度 (20/4/1－21/3/31)	2,271	2,271	25,262	25,262	124,468	124,468
第22会計年度 (21/4/1－22/3/31)	16,597	16,597	9,761	9,761	131,304	131,304
第23会計年度 (22/4/1－23/3/31)	30,374	30,374	15,871	15,871	145,807	145,807
第24会計年度 (23/4/1－24/3/31)	8,537	8,537	12,035	12,035	142,309	142,309
第25会計年度 (24/4/1－25/3/31)	1,570	1,570	19,382	19,382	124,497	124,497
第26会計年度 (25/4/1－26/3/31)	1,380	1,380	14,112	14,112	111,765	111,765

＜参考情報＞

本ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

下記のグラフは、本ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

本ファンドは運用の目標となるベンチマークを設けておりません。以下のグラフは、2021年１月～2025年12月の５年間における代表的な資産クラスの指数の各月末の年間騰落率、および同期間における本ファンドの基準価額の年間騰落率の平均、最大、最小値を表示しています。

下記のグラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

左のグラフは、本ファンドの過去５年間における各月末の年間騰落率（各月末の１口当り純資産価格*と当該各月末の１年前の１口当り純資産価格*を対比して騰落率を算出）および１口当り純資産価格*の推移を表示しています。また右のグラフは、過去５年間における代表的な資産クラスの指数の各月末の年間騰落率（各月末の指数と当該各月末の１年前の指数を対比して騰落率を算出）、および同期間における本ファンドの上記各月末の年間騰落率の平均、最大、最小値を表示しています。

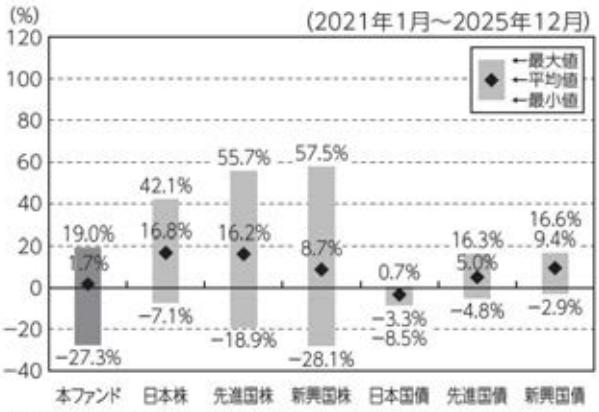
（＊）本ファンドは第２会計年度（2001年４月～2002年３月）以降分配を行っていないため、１口当り純資産価格の値を用いております。

本ファンドの年間騰落率および1口当り純資産価格*の推移



出所：管理会社のデータに基づいて狛グローカル法律事務所が作成したものです。

本ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



出所：管理会社および指数提供会社のデータに基づいて狛グローカル法律事務所が作成したものです。

資産クラス	指数名	著作権等
日本株	配当込みＴＯＰＩＸ	配当込みＴＯＰＩＸとは、東京証券取引所市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数（ＴＯＰＩＸ）に現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の商標又は標章に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。
先進国株	Ｓ＆Ｐ先進国大中型株指数（除く日本、韓国、米ドル建て）（配当込み）	Ｓ＆Ｐ先進国大中型株指数は、規則に基づく広範な指数であり、世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測定します。同指数はＳ＆Ｐダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、著作権、この指数の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。
新興国株	Ｓ＆Ｐ新興国総合指数（配当込み、米ドルベース）	Ｓ＆Ｐ新興国総合指数は、規則に基づく広範な指数であり、世界の新興国株式市場のパフォーマンスを測定します。同指数はＳ＆Ｐダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、著作権、この指数の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。
日本国債	FTSE日本国債インデックス	FTSE日本国債インデックスは日本の国債の債券インデックスであり、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、日本を除く世界主要国の国債の債券インデックスであり、FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）は、主要新興国の国債の債券インデックスです。上記３つのインデックスともFTSE Fixed Income LLCにより運営されているものです。同インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。同インデックスに対する著作権等の知的財産権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）	

（注）海外の指数のうち先進国債および新興国債の指数は為替ヘッジをしないこととして、当該指数会社の提供する円ベース指数を使用しており、先進国株および新興国株の指数は米ドルベースを使用しております。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

Ⅲ．純資産額計算書

（2026年３月31日現在）

	米ドル	千円 （Ⅴを除く）
Ⅰ　資産総額	41,194,065.12	6,620,710
Ⅱ　負債総額	400,892.76	64,431
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	40,793,172.36	6,556,279
Ⅳ　発行済口数	111,765口	
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	364.9906	58,661

Ⅳ．投資対象

■資産別の投資状況

（2026年３月31日現在）

資産の種類	時価合計 （米ドル）	投資比率 （％）
債券	18,414,252.58	45.14
投資信託	18,985,917.14	46.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	3,393,002.64	8.32
合計 （純資産価額）	40,793,172.36 （6,556百万円）	100.00

（注）投資比率とは、本ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

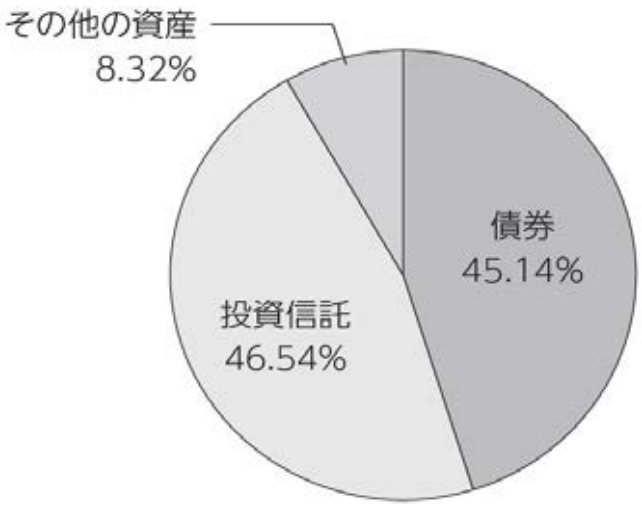
■組入資産の内容

本ファンドは主に以下の10の有価証券に投資しています。

資産の種類	銘柄名	組入比率
債券	2026年４月２日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	6.86％
	2026年６月４日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	5.60％
	2026年７月９日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	6.07％
	2026年７月16日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	6.06％
	2026年７月30日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	6.66％
	2026年８月27日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	7.25％
	2026年９月３日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	6.64％
投資信託	ＡＨＬ・アルファ・マスター・エルティディ　クラスＡ米ドル ＡＨＬ・ＡＡＴ１　クラスＡ米ドル	2.37％
	ＡＨＬ・エボリューション・リミテッド	15.23％
	ＡＨＬ・インスティチューショナル・シリーズ３リミテッド	28.94％

（注）組入比率は純資産価額に対する各組入資産の評価額の割合です。

■資産別配分



本報告で示された数値は過去における実績であり、必ずしも将来のパフォーマンスを示すものではありません。

Ⅴ．本ファンドの経理状況

ａ．本ファンドの第26会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第５項ただし書の規定の適用によるものです。

ｂ．本ファンドの原文の財務書類は、本ファンドの本国における公認法定監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。

ｃ．本ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円による金額は、2026年７月31日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝160.72円）で換算されています。
　なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

マン・ＡＨＬ・マイルストーン

監査報告書

マン・ＡＨＬ・マイルストーンの受益者各位

我々の意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令の要件に従い、マン・ＡＨＬ・マイルストーン（以下「本ファンド」という。）の2026年３月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示している。

我々の監査対象

本ファンドの財務書類は以下により構成される。
- 2026年３月31日現在の純資産計算書
- 同日に終了した年度の損益計算書
- 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- 2026年３月31日現在の投資有価証券およびその他の純資産明細表
- 重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査の職業に関する2016年７月23日付の法律（以下「2016年７月23日法」という。）および金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「ＣＳＳＦ」という。）によりルクセンブルグ向けに採用された国際監査基準（以下「ＩＳＡｓ」という。）に準拠して我々の監査を実施した。2016年７月23日法およびＣＳＳＦによりルクセンブルグ向けに採用されたＩＳＡｓに基づく我々の責任は、我々の報告書の「財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任」にさらに記載されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供するために充分かつ適切なものであると確信している。

ＣＳＳＦがルクセンブルグ向けに採用し、国際会計士倫理基準審議会により発行され、国際独立性基準を含む職業会計士の国際倫理規程（以下「ＩＥＳＢＡ規定」という。）および財務書類に対する我々の監査に関連する倫理的要件に従い、我々は本ファンドから独立した立場にある。我々は、そうした倫理的要件に基づくその他の倫理的責任を充足している。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報に責任を有する。その他の情報は、年次報告書に記載されている情報で構成されるが、財務書類およびそれに関する我々の監査報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見はその他の情報をその対象とはせず、我々はそれに関する結論の保証をいかなる形式でも表明しない。

財務書類に対する我々の監査に関連して、我々の責任は、上記に特定されたその他の情報を読み、そうすることにより、その他の情報と財務書類もしくは我々が監査において入手した知識との間に重大な矛盾があるか、または他の点で重大な虚偽表示があると思われるか否かにつき検討を行うことである。我々が遂行した作業に基づき、このその他の情報に重大な虚偽表示があるとの結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務がある。我々には、これに関し報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関連したルクセンブルグの法令の要件に従った当該財務書類の作成および公正な表示に対する責任、ならびに詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、重大な虚偽表示がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に責任を有する。

管理会社の取締役会が本ファンドの清算もしくは運営の停止を意図しているかまたはそうする以外に現実的な選択肢がない場合を除き、財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、本ファンドが継続企業として存続する能力の査定、（場合により）継続企業に関連した事項の開示、および継続企業の会計基準の使用につき責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、財務書類に全体として重大な虚偽表示がないか否かにつき合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信は高い水準の確信であるが、2016年７月23日法およびＣＳＳＦによりルクセンブルグのために採用されたＩＳＡｓに従って実施された監査は、重大な虚偽表示が存在する場合には常にそれを検出するという保証ではない。虚偽表示は詐欺または錯誤により発生する可能性があり、個別にまたは全体として、その財務書類を根拠として利用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、当該虚偽表示は重大であると看做される。

2016年７月23日法およびＣＳＳＦがルクセンブルグ向けに採用したＩＳＡｓに従った監査の一部として、我々は、監査の間中、職業上の判断を行い、職業的な懐疑主義を維持する。

我々はまた、

・　詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽表示のリスクを特定および査定し、そうしたリスクに対応する監査手続きを立案および実行し、ならびに我々の意見の基礎を提供する充分かつ適切な監査の証拠を入手する。詐欺には、通謀、偽造、意図的不作為、虚偽の表明、または内部統制の無視を含むため、詐欺から生じた重大な虚偽表示を検出しないリスクは、錯誤により生じた虚偽表示を検出しないリスクより大きい。

・　本ファンドの内部統制の有効性に関し意見を表明することを目的とするのではなく、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制の知見を入手する。

・　管理会社の取締役会が使用した会計方針の適切性を評価し、および行った会計上の見積りの合理性および関連する開示の合理性を評価する。

・　管理会社の取締役会が継続企業の会計基準を使用することの適切性、および、入手した監査上の証拠に基づき、本ファンドの継続企業として存続する能力に重大な疑義を投げかける事象または状況に関連する重大な不確実性が存在するか否か、につき結論を出す。重大な不確実性が存在すると我々が結論を出した場合、我々は監査報告書において、財務書類における関連した開示につき注意を喚起すること、また当該開示が不適切な場合、我々の意見を修正することを義務付けられている。我々の結論は我々の監査報告書の日付までに入手した監査上の証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、本ファンドの継続企業としての存続を終わらせることがある。

・　開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類が公正な表示の目的を達する方法において原取引および事象を表示しているか否かを評価する。

我々は、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々の監査の間に我々が特定した内部統制の重大な不備を含む重大な監査上の所見に関し、管理責任者に伝達する。

プライスウォーターハウスクーパース・
アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ　　2026年7月31日、ルクセンブルグ

代表者

フレデリック・ボットマン

Audit report

To the Unitholders of
MAN-AHL Milestone

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of MAN-AHL Milestone (the "Fund") as at 31 March 2026, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 March 2026;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the statement of investments and other net assets as at 31 March 2026; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative,
2 rue Gerhard Mercator, L-2182 Luxembourg
T : +352 494848 1, F : +352 494848 2900, www.pwc.lu

www.pwc.lu

Cabinet de révision agréé. Expert-comptable (autorisation ministérielle n°10181659)
R.C.S. Luxembourg B294273 - TVA LU36559370

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 31 July 2026

PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative
Represented by

Signed by:
Frédéric Botteman
F29C5C080FAF4A6...
Frédéric Botteman

（１）2026年３月31日終了年度

①　貸借対照表

マン・ＡＨＬ・マイルストーン

純資産計算書

2026年３月31日現在

（単位：米ドル）

資産	注	米ドル	千円
投資有価証券（取得原価）	(2)	32,403,740.28	5,207,929.14
未実現評価（損）／益	(13)	4,996,429.44	803,026.13
投資有価証券（時価）	(2)	37,400,169.72	6,010,955.28
現金預金	(2)	295,154.84	47,437.29
ブローカー預託金	(2, 11)	3,479,642.25	559,248.10
引受受益証券未収金		10,775.52	1,731.84
その他資産		8,322.79	1,337.64
資産合計		41,194,065.12	6,620,710.15
負債			
未払費用	(3)	(305,643.27)	(49,122.99)
買戻受益証券支払債務		(95,249.49)	(15,308.50)
負債合計		(400,892.76)	(64,431.48)
純資産合計		40,793,172.36	6,556,278.66
発行済受益証券		111,765 口	
一口当り純資産価格		364.9906	58,661.29円

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

マン・ＡＨＬ・マイルストーン
純資産変動計算書
（単位：米ドル）

	注	2026年３月31日に終了した年度		2025年３月31日に終了した年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産		37,092,967.79	5,961,581.78	50,991,036.87	8,195,279.45
投資純（損）／益		(1,589,982.13)	(255,541.93)	(2,174,978.96)	(349,562.62)
投資有価証券に係る実現純（損）／益	(2,13)	829,996.76	133,397.08	2,317,810.07	372,518.43
為替換算および外国為替先渡契約に係る実現純（損）／益	(2,13)	3,367.08	541.16	821.43	132.02
未実現評価（損）／益の変動（純額）					
－　投資有価証券	(13)	8,407,111.71	1,351,190.99	(8,215,780.72)	(1,320,440.28)
		44,743,461.21	7,191,169.09	42,918,908.69	6,897,927.00
受益証券発行		383,042.17	61,562.54	510,535.30	82,053.23
受益証券買戻		(4,333,331.02)	(696,452.96)	(6,336,476.20)	(1,018,398.45)
		(3,950,288.85)	(634,890.42)	(5,825,940.90)	(936,345.22)
期末現在純資産		40,793,172.36	6,556,278.66	37,092,967.79	5,961,581.78

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

② 損益計算書

マン・ＡＨＬ・マイルストーン

損益計算書

2026年３月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

収益	注	米ドル	千円
現金預金およびブローカー預託金への利息	(2)	16,621.92	2,671.47
利息（純額）	(2)	42,497.74	6,830.24
収益合計		59,119.66	9,501.71
費用			
ＵＣＩ管理事務代行会社報酬および保管報酬	(9)	(118,055.29)	(18,973.85)
代行協会員報酬	(10)	(88,652.97)	(14,248.31)
ブローカー手数料	(6)	(233,564.12)	(37,538.43)
当座貸越の支払利息	(2)	(623.15)	(100.15)
投資運用、投資顧問および成功報酬	(5)	(1,007,437.65)	(161,915.38)
管理会社報酬	(8)	(53,191.78)	(8,548.98)
その他手数料	(4)	(73,229.71)	(11,769.48)
専門家報酬		(55,225.89)	(8,875.91)
「年次税」	(7)	(19,121.23)	(3,073.16)
費用合計		(1,649,101.79)	(265,043.64)
投資純（損）／益		(1,589,982.13)	(255,541.93)
投資有価証券に係る実現純（損）／益	(2,13)	829,996.76	133,397.08
外国為替および外国為替先渡契約に係る実現純（損）／益	(2,13)	3,367.08	541.16
当期実現純（損）／益		833,363.84	133,938.24
未実現評価（損）／益の変動（純額）：			
－投資有価証券	(13)	8,407,111.71	1,351,190.99
		8,407,111.71	1,351,190.99
運用の結果としての純資産の純増加／（減少）		7,650,493.42	1,229,587.30

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

③　投資有価証券明細表等

マン・ＡＨＬ・マイルストーン
投資有価証券およびその他の純資産明細表

2026年３月31日現在

（単位：米ドル）

	通貨	額面／保有高	原価（注２）	時価（注２）	純資産比率（％）
Ⅰ．公認証券取引所に許可されたまたは別の規制市場で取引されている譲渡可能有価証券					
債券					
米国					
2026年４月２日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	米ドル	2,800,000	2,756,544.62	2,799,719.16	6.86%
2026年６月４日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	米ドル	2,300,000	2,272,554.86	2,285,238.14	5.60%
2026年７月９日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	米ドル	2,500,000	2,465,729.18	2,475,256.75	6.07%
2026年７月16日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	米ドル	2,500,000	2,462,275.35	2,473,656.25	6.06%
2026年７月30日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	米ドル	2,750,000	2,708,397.01	2,717,100.65	6.66%
2026年８月27日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	米ドル	3,000,000	2,952,124.85	2,955,699.00	7.25%
2026年９月３日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	米ドル	2,750,000	2,705,786.49	2,707,582.63	6.64%
合計　Ⅰ.			18,323,412.36	18,414,252.58	45.14%
Ⅱ．その他譲渡可能有価証券					
投資ファンド／信託					
バミューダ					
ＡＨＬ・アルファ・マスター・エルティディ　クラスA米ドル ＡＨＬ・ＡＡＴ１　クラスA米ドル	米ドル	946	647,451.45	968,197.46	2.37%
ＡＨＬ・エボリューション・リミテッド	米ドル	519	5,878,532.10	6,213,712.25	15.23%
ＡＨＬ・インスティチューショナル・シリーズ３リミテッド	米ドル	43,160	7,554,344.37	11,804,007.43	28.94%
合計　Ⅱ.			14,080,327.92	18,985,917.14	46.54%
有価証券投資合計			32,403,740.28	37,400,169.72	91.68%
要求払預金				295,154.84	0.72%

ブローカーへの預託金	3,479,642.25	8.54%
その他の資産／（負債）（純額）	(381,794.45)	(0.94%)
純資産合計	40,793,172.36	100.00%

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

マン・ＡＨＬ・マイルストーン
投資有価証券の地域別内訳（未監査）
2026年３月31日現在

	純資産比率（%）
米国	45.14
バミューダ	46.54
	91.68

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

マン・ＡＨＬ・マイルストーン
受益証券口数の変動および統計的情報（未監査）

受益証券口数の変動

	2026年３月31日に終了した年度	2025年３月31日に終了した年度
期首現在発行済受益証券口数	124,497	142,309
発行受益証券口数	1,380	1,570
買戻受益証券口数	(14,112)	(19,382)
期末現在発行済受益証券口数	111,765	124,497

統計的情報

	2026年３月31日に終了した年度	2025年３月31日に終了した年度
一口当り純資産価格（単位：米ドル）		
最高	375.9667 (2026年３月２日)	375.9477 (2024年４月14日)
最低	264.5984 (2025年５月12日)	297.9427 (2025年３月31日)
期末現在	364.9906 (2026年３月31日)	297.9427 (2025年３月31日)
純資産合計	40,793,172.36 (2026年３月31日)	37,092,967.79 (2025年３月31日)

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

マン・ＡＨＬ・マイルストーン
財務書類に対する注記
2026年３月31日現在

注１．一般的事項
マン・ＡＨＬ・マイルストーン（以下「本ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき、存続期限無期限の非会社型の資産の共有持分として、ルクセンブルグにおいて設定され、2000年３月１日に効力を生じ、ルクセンブルグの官報（ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン、メモリアルＣ）にて公表された約款に従って、管理会社によって運用されている。本ファンドは、投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法（随時改正済）（以下「2010年法」という。）パートⅡの規定に服している。その受益証券の販売は、欧州連合またはそのいずれの国の公衆に対しても行われない。

本ファンドの投資目的は、ＡＨＬ分散投資プログラムおよび場合により投資運用会社により選任された複数の独立のファンド・マネジャーにより引受けられる他の先物戦略に直接的または間接的に投資を行うか、または投資運用会社により運用される投資ファンドに投資することによって、受益証券の価値に反映されおよび／または分配金の支払いを通じての大幅な中期的成長を達成することである。市場および戦略の分散投資に重点を置くことにより、ポートフォリオは力強い元本の中期的成長を提供することを追求する。

管理会社である「MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.」は、2010年法チャプター15に従い設立され認可されたUCITS管理会社として行為し、またオルタナティブ・インベストメント・ファンド・マネージャーに関する2013年７月12日付法律（随時改正済）チャプター２第５条に基づいてオルタナティブ・インベストメント・ファンド・マネージャーとして行為することをルクセンブルグ金融監督委員会（以下「CSSF」という。）により認可されている。その投資ファンドの戦略はヘッジ・ファンド、不動産ファンド、未公開株式ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、その他の株式ファンドおよびその他の債券ファンドにより構成される。

注２．重要な会計方針の要約
財務書類の表示

当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に従って作成されている。

ａ）投資有価証券の評価

本ファンドの資産は、以下の通り評価される。

(a) 証券取引所に上場されているかまたはその他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該証券取引所または市場における当該日の入手可能な最終の時価で評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場されている場合は、かかる証券の主要な市場を構成する証券取引所または市場における当該日の入手可能な最終の価格が決定因子となる。

(b) 証券取引所に上場されておらずまたは規制ある市場で取引されていない有価証券は、当該日の入手可能な最終の時価で評価される。

(c) 当該日につきいずれの相場も入手できないかまたは上記(a)および／または(b)により参照されるが価格が公正な時価を表していない有価証券は、その合理的に予測可能な売却価格に基づき慎重かつ誠実に評価される。

(d) 手元現金、貸付金または預金、手形、約束手形および売掛金勘定、前払費用、現金配当、利息およびその他支払金の評価は、その全額（適用ある源泉徴収税がある場合、その控除後）とする。ただし、管理会社が当該資産はその全額には相当しないと決定した場合はその限りではな

く、この場合、その価値は管理会社がその合理的な価額であるとみなす価額とする。
(e) いずれかの先物取引所において相場が立ち、上場され、取引されまたは扱われる投資対象の評価は、計算が行われることとなっている日の営業時間の終了時点の決済価格を参照して決定される。
(f) 金融デリバティブ商品である有価証券または管理会社が上記の規定に従っては適切に評価されないと判断したその他の資産の場合、その評価は管理会社が随時決定する方法により随時決定される。
(g) 換金されたかまたは知られたる価格により換金される契約の資産の場合、当該資産の価値を決定するその他の手段の代わりにその換金手取金純額が考慮に入れられる。
(h) 本ファンドが購入した投資ファンドにおける持分の評価は、当該投資ファンドが直近に報告した当該持分の純資産価額とする。
(i) いかなる資産の評価も、いずれかの通貨の対米ドル為替換算レートによる換算額または関連することのある割引のすべての金額を考慮して決定される。
(j) 資産（または負債）に関しては、当該資産または負債の評価は、ルクセンブルグの一般に公正妥当と認められた会計原則に従い決定されるかまたはその他により誠実に決定され、管理会社がその公正価値を表していると決定する金額とする。

b）投資有価証券売却に係る実現純利益／（損失）

投資有価証券売却に係る実現純利益／（損失）は売却された有価証券の平均取得原価を基準にして算出される。

有価証券売買取引は、その取引日に計上される。

c）外国為替先渡契約の評価

外国為替先渡契約は、契約の残存期間に適用される先渡外国為替レートを参照して決済日に評価される。未決済外国為替先渡契約の未実現評価益（純額）または評価損（純額）は、契約レートと契約終了のためのレートとの間の差異として算出される。こうした契約の実現損益および未実現評価損益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書に開示される。

d）為替換算

財務書類は米ドルで表示される。外貨建の資産および負債は、貸借対照表日現在有効な為替レートで米ドルに換算される。外貨建の収益、費用および実現（損）／益は取引日現在有効な為替レートで米ドルに換算される。外国為替取引に係る利益および損失は、損益計算書および純資産変動計算書において認識される。投資有価証券およびデリバティブ金融商品に係る実現および未実現の損益は、外貨変動により生ずる損益を含む。

2026年３月31日現在、適用される為替交換レートは次のとおりである。

１米ドル　＝　　0.86790ユーロ
１米ドル　＝　158.73016日本円

e）収益の認識

投資収益は発生主義で認識される。受取利息は取得時に計上される。

f）投資有価証券の原価

会計通貨以外の通貨により表示される投資有価証券の原価は、取引日現在の為替レートにより会計通貨に換算される。

ｇ）分配金

管理会社は、当該会計年度の本ファンドの資産（前会計年度からの繰越損失（もしあれば）を控除した後）の新規の純利益の50％を上限とする金額に相当する額の分配を毎年行うことができる。ただし、受益証券一口当たりの年間分配額の上限は、分配金の支払が管理会社により決定された日に先立つ３月、６月、９月および12月末における90日ＳＯＦＲフォールバックレートの平均に１％を加えた金利を100米ドルに乗じた額に相当する金額とする。

分配の結果、純資産価額が1,250,000ユーロに相当する米ドル金額を下回ることとなる場合は、分配が行われることはない。

支払期日から５年以内に受取られなかった分配金は失効し、本ファンドに戻される。

2026年３月31日に終了した会計年度中、分配金の支払いはなかった。

注３．未払費用

費用	注	米ドル
ＵＣＩ管理事務代行会社報酬および保管報酬	（９）	67,391.65
代行協会員報酬	(10)	27,822.97
投資運用、投資顧問および成功報酬	（５）	116,308.06
管理会社報酬	（８）	16,676.22
専門家報酬		12,798.42
「年次税」	（７）	9,264.33
ブローカー手数料	（６）	26,148.06
雑費		29,233.56
合計		305,643.27

注４．その他の手数料

	米ドル
弁護士報酬	36,291.20
雑費	32,895.95
立替経費	4,042.56
合計	73,229.71

注５．投資運用、投資顧問および成功報酬

投資運用契約（修正および再表示済）およびトレーディング・アドバイザー契約に従って、投資運用会社および運用助言者は、以下のように想定評価額によって異なる割合で毎週計算された投資運用報酬の支払を本ファンドの資産から受けることができる。

・最初の258,115口分までは、想定ＡＨＬアロケーション評価額に対し年率３％の１／52の割合
・258,115口を上回る分には、想定ＡＨＬアロケーション評価額に対し年率２％の１／52の割合
・さらに、投資運用会社および運用助言者は、それぞれのトレーディング・アカウントの新規の純値

上り益の20%相当額の成功報酬を受領する権利を有する。目論見書記載の新規の純益とは、報酬受領者によって運用された配分から発生した本ファンド資産の増加分に基づいている。

・マン・グループのメンバーに帰属する報酬に相当し、投資対象である原ファンドに連動するリベートは、投資運用報酬から直接的に控除される。

2026年３月31日に終了した年度中、成功報酬として6,907.52米ドルが発生した。現時点では、この既発生の報酬は、精算されていない。

注６．ブローカー手数料

管理会社は当初、「紹介ブローカー契約」（以下「紹介契約」という。）をマン・インベストメンツ・アーゲー（以下「前紹介ブローカー」という。）と締結した。2017年５月１日付で、管理会社、前紹介ブローカーおよびＡＨＬパートナーズ・エルエルピー（以下「新紹介ブローカー」という。）は紹介契約に関する更新・変更証書を締結し、これに基づき、前紹介ブローカーは紹介契約による拘束を解かれ当事者ではなくなった一方、新紹介ブローカーは前紹介ブローカーに代り紹介契約の権利および義務による拘束を引受けた。紹介契約に基づき、紹介ブローカーは管理会社に対し、週次取引要約報告書の形式で評価のために必要な情報を提供する。

紹介契約に基づき、紹介ブローカー（紹介契約にて定義されたとおり）はそのトレーディング・アカウントに割当てられた資産の想定価額の年率0.7%に相当するブローカー手数料を受領する権利を有する。

注７．「年次税」

本ファンドは、ルクセンブルグにおいて投資信託として登録されており、その結果、ルクセンブルグにおいては、その収益、利益または利得についての課税の対象とはされていない。ただし、現行法規に基づき、本ファンドは、純資産総額の0.05%の年率で、該当する四半期末現在の本ファンドの純資産価額をもとに四半期毎に計算され支払われるサブスクリプション・タックス（以下「年次税」という。）を課せられている。

注８．管理会社報酬

管理会社は、本ファンドの各週の平均純資産価額の年率0.15%で、毎週計算され、四半期毎に支払われる管理会社報酬を本ファンドの資産から受領する権利を有する。年間最低管理報酬は40,000米ドルが適用される。

注９．ＵＣＩ管理事務代行会社報酬および保管報酬

本ファンドの保管受託銀行は、各四半期末現在の純資産総額の年率0.33%の割合で、四半期毎に支払われる保管報酬およびＵＣＩ管理事務代行会社報酬を本ファンドの資産から受領する権利を有している。保管報酬および管理事務代行報酬の年間最低報酬は61,000米ドルが適用される。

注10．代行協会員報酬

日本における代行協会員は、本ファンドの各週の平均純資産総額の年率0.25%の割合で、毎週計算され四半期毎に支払われる報酬を本ファンドの資産から受領する権利を有する。

注11．ブローカー預託金

かかる預託金は、証拠金の要求を満たすためにブローカーにより保有される。ブローカーは、契約に従って企図された取引に関連し、本ファンドに代って、資産および現金を保有する。

注12. ポートフォリオの変動計算書

2026年３月31日に終了した年度の詳細なポートフォリオ変動明細表は、管理会社の登録事務所において請求により無料で入手することができる。

注13. 投資有価証券およびデリバティブ金融商品の実現（損）／益および未実現評価（損）／益の変動

2026年３月31日終了の会計年度における投資有価証券の実現（損）／益は以下のとおり分析される。

	米ドル
投資有価証券の実現利益	2,860,441.48
投資有価証券の実現（損失）	(2,030,444.72)
投資有価証券の実現（損）／益（純額）	829,996.76

2026年３月31日終了の会計年度における投資有価証券に係る未実現評価（損）／益の変動は以下のとおり分析される。

	2025年３月31日時点の未実現評価（損）／益（米ドル）	2026年３月31日時点の未実現評価（損）／益（米ドル）	2026年３月31日終了年度における未実現評価（損）／益の変動（米ドル）
未実現評価益	212,235.75	4,996,429.44	4,784,193.69
未実現（評価損）	(3,622,918.02)	－	3,622,918.02
純額	(3,410,682.27)	4,996,429.44	8,407,111.71

2026年３月31日終了の会計年度における外国為替および外国為替先渡契約に係る実現（損）／益は以下のとおり分析される。

	米ドル
外国為替および外国為替先渡契約に係る実現利益	3,779.28
外国為替および外国為替先渡契約に係る実現（損失）	(412.20)
外国為替および外国為替先渡契約に係る実現（損）／益（純額）	3,367.08

注14. 後発事象

2026年５月13日付書面決議に基づき、管理会社の取締役会は、ＡＩＦＭＤ Ⅱとして知られる2024年３月13日付の指令（ＥＵ）2024／927によって課される流動性管理ツールの要件などに準拠するため、本ファンドの目論見書および管理規則の更新を承認した。

本ファンドの受益者には、2026年５月13日付で、目論見書および管理規則の提案された修正に関する通知が提供された。

そのため、統合管理規則は2026年５月13日付とされ、2026年６月19日から効力を生じた。本ファンドの英文目論見書も新たに電子識別され、2026年６月19日から効力を生じた。